

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第2回）検討結果

<p>(1) 行政組織・体制</p> <p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく責任を明確にして機能的かつ効率的な組織の整備及び組織の横断的な調整の必要性を市の責務として規定する。</p>
<p>(2) 法務体制・法令遵守・公益通報</p> <p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 ●市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定めることを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●地域独自の自治に必要な条例、規則などを積極的に制定し、活用するなど、法務体制の充実について規定する。 ●市の法令遵守（コンプライアンス）義務及び職員の公益通報に関する仕組みを定め、適切に運用すべきことを規定する。</p>
<p>(3) 職員政策</p> <p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p> <p>第3回調査部会での再検討結果</p>	<p>【例示】 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムを充実、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。</p>

(4) 行政手続	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】 市は、処分、行政指導及び届出に関し、公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続について、共通する事項を定めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定めるべきことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●市は、市民の権利利益の保護に取り組むため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を定め、<u>適切に運用すべきことを規定する。</u></p>